

評価対象

事務事業名	民生委員・児童委員活動推進	開始年度	昭和 21 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	① 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		

事業概要

事業の目的	日頃から地域の中で常に住民の立場に立って相談に応じ、住民と行政のパイプ役となり、高齢者、児童やその親、障害のある人など援助を必要とする人が地域で自立した日常生活を営めるようにするため、民生委員・児童委員を支援します。
事業の対象	民生委員・児童委員
事業の概要	<p>民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた東京都の特別職の地方公務員であり、地域福祉の相談役、推進役です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援（在宅福祉、介護保険、健康・保健医療、住居、家族関係、日常的な支援等） ・地域実態の把握（ひとり暮らし高齢者の実態調査） ・行事（児童館・いきいきプラザ等のおまつり）、事業（長寿を祝う集い等）、会議（行政が開催する協議会等）への参加 ・依頼された調査の処理（子ども関係の手当てに関する調査・意見書） ・訪問、連絡通報（児童虐待、高齢者虐待、ひとり親家庭等の状況） ・自主的子育て支援事業（たんぽぽクラブ） ・事項別部会の研修活動（子育て支援部会、児童福祉部会、障がい福祉部会、生活福祉部会、高齢福祉部会、主任児童委員部会） <p>などの区から依頼された事業や自主的な活動を行っている、民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員協議会の活動費を確保することにより、支援を行っています。</p>
根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令、児童福祉法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	不明		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 民生委員・児童委員は地域における福祉の担い手として、見守りや支援など大きな役割を果たしています。行政の手の届かないところの福祉活動を担い続けてもらうためには、不可欠な事業です。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	たんぽぽクラブ (フラワーアレンジメント教室参加人数)			指標2	事項別部会(開催回数)			指標3	活動日数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	60	59	98.3%	平成29年度	50	47	94.0%	平成29年度	18,000	18,175	101.0%
平成30年度	60	45	75.0%	平成30年度	50	47	94.0%	平成30年度	18,000	17,881	99.3%	
令和元年度	60	—	—	令和元年度	50	—	—	令和元年度	18,000	—	—	
指標から見た事業の成果	<p>【指標1】子育てに悩みを持つ母親を支えるたんぽぽクラブでは、フラワーアレンジメント教室などの自主事業を通じて、保護者同士の子育て情報の交換や、仲間づくりなどの支援をしています。</p> <p>【指標2】各部会では研修会等を実施し、分野別の活動への理解を深めています。</p> <p>【指標3】乳幼児から高齢者、障害者等への相談、支援、訪問、連絡調整など活動は多岐に渡っていますが、そのような中でも積極的に活動を行い、ひとり暮らし高齢者の実態調査、寿商品券の配布、保健所での母親学級のお手伝い等への参加を通じて区民とのコミュニケーションを図り、行政の手の届きにくい人への見守りや支援などの福祉活動に取り組んでいます。</p>											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	<p>(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 高齢者にとどまらない孤立、いじめ、虐待等社会問題が複雑化しています。民生委員・児童委員は区民の立場から行政の手が届かないところまで、見守りや支援などの福祉活動を行い区政に大きく貢献しており、事業の効果性は高いと考えます。</p>											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	26,788	37%	9,980	0	16,808	0	-132	0	26,656	24,166	91%
	平成30年度	28,360	40%	11,359	0	17,001	0	-360	0	28,000	25,856	92%
	令和元年度	25,637	35%	8,963	0	16,674	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度は全体研修(管外)を実施したため、補助金が増加しました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	<p>(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 高齢化や地域コミュニティが希薄化しているなか、無報酬のボランティアとして地域に根ざした活動を行う民生委員・児童委員は、区民の福祉増進に大きく貢献しています。その活動を支援するため効率的に事業を行っています。</p>											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

<p>本事業に係る所管課の意見</p> <p>総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」: レベルアップ ・「継続」: 現状維持 ・「改善」: 対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」: 他事業と統合 	<p>民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき活動し、地域の担い手として区政に大きく貢献しています。民生委員・児童委員活動については、保健福祉課が港区民児協の事務局、各総合支所が単位民児協の事務局として活動をサポートしています。民生委員・児童委員の役割の多様化に伴う活動への負担感を軽減し、活動内容を地域住民に理解してもらうためにも、重点的に啓発活動を実施することが必要です。また、よりよい活動に向けて、民児協事務局職員数の確保や充実、高齢者相談センター等関係各所との連携などサポート体制の強化が必要です。</p>
---	---

評価対象			
事務事業名	港区保護司会活動支援	開始年度	昭和 28 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	① 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		

事業概要	
事業の目的	地域のボランティアである港区保護司会の活動に要する経費の一部の補助をすることにより、更生保護相談等の活動の充実を図り、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助を行うとともに、「社会を明るくする運動」を始めとする地域における青少年の健全育成や犯罪予防活動に資することを目的とします。
事業の対象	港区保護司会
事業の概要	<p>I 更生保護青少年相談 更生保護と青少年育成に関する相談窓口の開設。 ①日 時 月曜日～金曜日午後1時～午後4時 場 所 港区更生保護青少年サポートルーム</p> <p>II 社会を明るくする運動の実施 ①港区保護司会地域活動部会による主要行事 ・青少年健全育成大会 in 六本木 ・みなと区民の集い ・小便小僧の着せ替えによる啓発活動 ・作文コンテスト</p> <p>②各地区推進委員会による主要行事 ・駅頭広報活動 ・イベント会場等での啓発活動</p>
根拠法令等	保護司法、更生保護法、“社会を明るくする運動”港区推進委員会設置要綱、社会を明るくする運動推進委員会補助金交付要綱、港区更生保護青少年相談実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価							
開始当時の背景・これまでの経緯	不明						
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	◎			◎		
◎							
◎							
①事業継続の必要性	◎						
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 保護司及び保護司会の活動が、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命としており、保護司法や更生保護法に地方公共団体の協力について触れられていること、また、“社会を明るくする運動”港区推進委員会設置要綱において、区長を委員長とした“社会を明るくする運動”港区推進委員会を設置し、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするこの全国的な運動を港区においても効果的に推進していること等を鑑み、必要性は高いと判断できるため。</p>						

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	更生保護青少年相談実施回数			指標2	作文コンテスト応募総数			指標3	作文コンテスト参加校数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	242	242	100.0%	平成29年度	1,000	1,238	123.8%	平成29年度	25	28	112.0%
平成30年度	243	206	84.8%	平成30年度	1,100	1,072	97.5%	平成30年度	28	23	82.1%	
令和元年度	202	—	—	令和元年度	1,100	—	—	令和元年度	28	—	—	

指標から見た事業の成果
 【指標1】原則月曜日から金曜日まで、更生保護相談、青少年相談窓口を開設し、青少年の健全育成に関する相談を行っています。
 【指標2】毎年、港区立の小中学校の児童・生徒が1,000人以上継続的に参加しています。
 【指標3】例年、港区立の小中学校に依頼し、夏休みの宿題として取り組んでもらっています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

②事業の効果性	◎		
---------	---	--	--

②事業の効果性評価の理由
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
 多くのイベントを実施し、啓発活動を行っています。特に、作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としており、地域における犯罪予防の啓発や青少年の健全育成に大きな役割を果たしていると考えられるため。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	2,289	100%	2,289	0	0	0	0	0	0	2,289	2,280	100%
平成30年度	2,318	100%	2,318	0	0	0	231	0	2,549	2,506	98%	
令和元年度	2,145	100%	2,145	0	0	0	—	—	—	—	—	

事業費から見た事業の状況
 平成30年度は、社会を明るくする運動の啓発効果をより高めるための統一ユニフォーム作成費用として、社会を明るくする運動推進委員会補助金を追加交付しました。
 令和元年度は、港区推進委員会会議用飲料に保存水を活用したり、更生保護青少年相談業務委託料を見直したことにより事業費が減少しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

③事業の効率性	◎		
---------	---	--	--

③事業の効率性評価の理由
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
 保護司会や社会を明るくする運動を支援することで、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりにつながると共に、青少年の健全な育成にも貢献する重要な活動であるため。

【ステップ3】
総合評価

- 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

保護司会は、保護司法に基づき活動し、地域の犯罪予防啓発活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、安全安心な街づくりのための区政に大きく貢献しています。社会を明るくする運動をとおして、更生保護青少年相談などの保護司活動を広く地域住民に理解してもらうためにも、引き続き活動の支援が必要です。

No 157

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	港区アクティブシニア就業支援センター運営助成	開始年度	平成 20 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	地域の高齢者の就業機会を創出し、就業の促進を図ります。
事業の対象	概ね55歳以上の就職等を希望する者。
事業の概要	<p>公益社団法人が運営するおおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「港区アクティブシニア就業支援センター」の運営費を補助します。 なお、実施にあたり、東京都の高齢者就業支援施策「東京都はつつ高齢者就業機会創出支援事業」補助金を活用します。</p> <p>公益社団法人が運営する「港区アクティブシニア就業支援センター」が開拓した求人情報、（財）東京都しごとセンターからの就業情報及び他区市のセンター等関係機関との就業情報に関する相互交換等により、次に掲げる事業を実施します。</p> <p>1) 高齢者に対する無料職業紹介事業 2) 高齢者に対する就業促進事業（再就職支援セミナー・就職面接会等） 3) 高齢者に対する創業、ボランティア、NPO等の地域における多様な働き方に対する支援事業</p>
根拠法令等	港区アクティブシニア就業支援センター事業補助金交付要綱（20港保高第849号平成20年7月25日） 東京都はつつ高齢者就業機会創出支援事業補助金交付要綱（13産労就第1000号平成14年4月1日）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>港区アクティブシニア就業支援センターは、平成20年1月策定の「港区団塊世代応援プラン」の重点事業の一つとして、区内に開設した団塊世代の就職等希望者のための就業支援窓口です。国の許可を受け、港区、東京都、公益財団法人東京しごと財団やハローワークの支援を受けて平成21年2月2日から公益社団法人長寿社会文化協会が運営をしています。</p> <p><事業実施期間> 平成21年2月2日～平成24年3月31日（運営事業者：社団法人長寿社会文化協会） 平成24年4月1日～平成29年3月31日（運営事業者：公益社団法人長寿社会文化協会） 平成29年4月1日～令和4年3月31日（運営事業者：公益社団法人長寿社会文化協会）</p>				
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか） </td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか） </td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎	今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎				
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 平成21年2月から事業を開始した港区アクティブ就業支援センターは、リーマンショックによる景気悪化の影響を受け、開設当初は数多くの就職者を出しました。しかし、事業開始当時と比べ全国失業率は5.2%から2.5%に、また有効求人倍率は0.47倍から1.62倍に改善するなど社会情勢は大きく変わり、当事業における求人数・就職者数はともに減少傾向にあります。また、開設当時の主たる対象である団塊世代は、次期事業実施期間には後期高齢者になります。</p> <p>港区においては、同じく高齢者を対象とした「港区シルバー人材センター」や、生活困窮者を対象とした「港区生活・就労支援センター」、また都内には、「東京しごとセンター」や「ハローワーク」など、代替可能な職業紹介所事業があることなどから、区での事業継続の必要性は低いと評価します。</p>				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	就職者数			指標2	求人開拓件数			指標3	求人開拓人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	280	203	72.5%	平成29年度	1,600	1,728	108.0%	平成29年度	3,300	3,790	114.8%
平成30年度	290	229	79.0%	平成30年度	1,700	2,051	120.6%	平成30年度	3,500	4,276	122.2%	
令和元年度	300	—	—	令和元年度	1,900	—	—	令和元年度	3,800	—	—	
指標から見た事業の成果	<p>【指標1】事業開始から平成26年度にかけては300人前後の就職者を出していましたが、近年は就職者数が減少しています。</p> <p>【指標2・3】ポスティング等による事業PRの効果により、当初予定は達成しており、安定した実績を上げています。</p> <p>※各指標の当初予定は、当該年度の事業計画に基づき設定しているため、実績との差が生じています。</p>											
評価	A 高い		B どちらともいえない					C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	<p>求人開拓件数及び求人開拓人数は目標数値を大幅に上回っていることは評価できます。しかし、就職者数は平成24年度の362人をピークに減少しています。近年の景気回復もあり、平成28年度以降は毎年200人程度で推移しており、就職支援という視点から事業の実績を考慮すると、十分な効果は得られていません。</p>											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	25,375	56%	14,275	0	11,100	0	0	0	25,375	24,760	98%
平成30年度	24,604	55%	13,504	0	11,100	0	0	0	24,604	24,576	100%
令和元年度	24,810	55%	13,710	0	11,100	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	<p>主に人件費の増により平成30年度よりも事業費が増加しています。</p>										
評価	A 高い		B どちらともいえない					C 低い			
③事業の効率性											
③事業の効率性評価の理由	<p>（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）</p> <p>就職者1人あたりの費用（決算額/就職者数）を見ると、事業開始から5年間については平均で79,018円でしたが、過去3年間の費用は1人あたり100,000円を超えており、費用対効果については悪化しています。</p>										

【ステップ3】総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ● 廃止

本事業に係る所管課の意見	<p>高齢者雇用安定法改正に伴う企業等の定年年齢の引き上げや、年金受給開始年齢の引き上げ等、近年、高齢者の就業を取り巻く環境は大きく変化しています。東京労働局資料「平成28年度 職業安定業務年報」によると、新規求職者数は45～64歳では減少傾向にあります。65歳以上では増加傾向にあります。</p> <p>一方、港区アクティブシニア就業支援センターは、リーマンショックの影響もあり、事業開始当時は約5,400人の求職者登録がありましたが、平成30年度には1,800人程度と1/3の人数にまで減少しました。運営事業者は求人開拓に力を注ぎ、平成30年度には求人開拓件数が開始当時の3倍近くの2,000件超となりましたが、就職者数の実績は伸びず、減少傾向が続いており、費用対効果も悪化しています。また、開設当時の主たる対象である団塊世代は、次期事業実施期間には後期高齢者になります。</p> <p>こうした状況を鑑み、港区アクティブ就業支援センター事業は既にその役割を果たしていると判断されることから、令和4年3月31日の事業実施期間終了を以て事業を廃止することが適当です。</p> <p>なお、港区アクティブシニア就業支援センターの類似事業として、区内では高齢者を対象とした「港区シルバー人材センター」や生活困窮者を対象とした「港区生活・就労相談センター」、また、都内では「東京しごとセンター」や「ハローワーク」などがあり、高齢者に対する職業支援を実施しています。さらに、厚生労働省では、働き手と雇い手の効果的なマッチングを図るため、「職業情報提供サイト（日本版O-NET）（仮称）」を構築中であり、令和2年3月の運用開始に向け現在準備を進めています。</p>
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合

評価対象

事務事業名	老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	① 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		

事業概要

事業の目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、港区内の老人クラブが行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	老人クラブ連合会
事業の概要	老人クラブ連合会が活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助対象】 (1) 連合会の運営事務費 (2) 連合会が主催する行事に必要とする経費 (3) 各単位老人クラブで組織された地域別ブロックに対する助成費 (4) その他、交付対象として区長が必要と認めた経費
根拠法令等	老人福祉法 I 港区老人クラブ活動助成要綱(昭和55年54港厚福第1081号) II 港区老人クラブ連合会補助金交付要綱(昭和55年54港厚福第214号)

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	不明		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 今後、高齢者人口は増加し続けることが見込まれています。その中で、老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくりの推進など高齢者の福祉の増進と明るい長寿社会づくりに貢献しており、今後もその活動支援を継続する必要があります。		

【ステップ2】 ②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	区老連事業活動参加者数			指標2	区老連活動事業数			指標3	老人クラブ加入者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,650	1,853	112.3%	平成29年度	36	36	100.0%	平成29年度	2,700	2,655	98.3%
平成30年度	1,650	1,988	120.5%	平成30年度	40	40	100.0%	平成30年度	2,700	2,558	94.7%	
令和元年度	1,650	—	—	令和元年度	36	—	—	令和元年度	2,700	—	—	

指標から見た事業の成果
 【指標1】前年度と比べ、参加者が増加しています。特に、ポッチャ（座ってもできるボール競技）に関しては人気が高く、参加者が増えています。
 【指標2】年間40近い活動を毎年計画・実施をしており、毎年中止などのトラブルもありません。このことから、老人クラブ連合会の活動が滞りなく安定して行われていることが伺えます。
 【指標3】老人クラブ加入者数は減少していますが、老人クラブの活動については活発に行われています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 老人クラブ活動への参加者は増加しています。多くの高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進、福祉の増進に貢献しており、効果性は高いです。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	7,457	73%	5,426	0	2,031	0	105	0	7,562	7,536
	平成30年度	7,197	72%	5,156	0	2,041	0	40	0	7,237	7,172	99%
	令和元年度	6,547	70%	4,558	0	1,989	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 連合会事務局運営費のうち人件費など事務局費が減少したため、令和元年度は区補助金のうち連合会事務局体制支援費が減少しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 老人クラブ連合会事業に参加する加入者は増加し続けており、予算額の推移を鑑みても十分な費用対効果を得ることができており、事業の効果性は高いです。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	高齢者のいきがいや社会参加、健康づくりを推進し、福祉の増進を図るために今後も継続する必要があります。老人クラブ数、会員数の増加を目指すためには、老人クラブの育成が重要です。老人クラブ連合会のクラブを超えた事業の開催は、会員相互の親睦を図ることもでき効果的です。そのため、今後も老人クラブ連合会の果たす役割は大きく、支援は重要です。 今後も多くの人に参加できるイベントを通して、更なる健康づくり、会員増加に取り組んでいけるよう老人クラブ連合会を支援します。

評価対象

事務事業名	公衆浴場助成	開始年度	昭和 50 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	⑤ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要

事業の目的	高齢者等の入浴機会の充実及び区民相互の交流促進を図るため、改修・改築に要する経費や営業経費等の一部助成、各種事業に対する補助を実施し、公衆浴場を確保します。
事業の対象	港区内各公衆浴場・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部
事業の概要	<p>営業経費補助金：営業に要する経費で継続性を有する費用の一部を補助</p> <p>確保事業補助金：施設改修に必要な費用の一部を補助</p> <p>事業費補助金：各種事業に要する費用の一部を補助(区民・高齢者・児童無料開放、年始営業、健康入浴)</p> <p>融資利子補助金：改修、整備及び多角経営の資金貸付に伴う利子を補助</p>
根拠法令等	港区公衆浴場融資利子補助規則、港区公衆浴場確保事業補助金交付要綱、港区公衆浴場事業費補助金交付要綱、港区公衆浴場営業経費補助金交付要綱、港区健康増進型公衆浴場改築等支援補助要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	不明		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘	
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 自家風呂保有率は平成20年度に98.9%となり、極めて高い数値ですが、一人での入浴に不安を感じる高齢者、健康増進や区民相互の交流の場を求める区民からの公衆浴場確保の要望は依然として高く、本事業の必要性は非常に高いです。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	区内浴場数			指標2	1浴場1日あたりの平均入浴人員			指標3	区民無料開放デー利用者数(年4回)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	5	4	80.0%	平成29年度	296	325	109.8%	平成29年度	4,522	4,457	98.6%
平成30年度	4	4	100.0%	平成30年度	325	351	108.0%	平成30年度	4,522	4,159	92.0%	
令和元年度	4	—	—	令和元年度	351	—	—	令和元年度	4,522	—	—	
指標から見た事業の成果		1浴場が平成29年8月に廃業しましたが、1浴場1日当たりの平均入浴人員は8%増加し、地域延べ利用者数は1.3%増加しました。 健康入浴推進事業や無料開放事業等を通じ、区内公衆浴場の利用者の確保を図れています。 ※指標3当初予定人数計算式 130,000(無料開放デー1浴場あたりの補助金額)÷460(大人料金)×4(区内浴場数)×4(回数)										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由		(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成29年度の地域延べ利用者数は減少しましたが平成30年度は増加しており、平成21年度から増加傾向にあります。公衆浴場確保に係る当事業の効果性は非常に高いです。										

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	23,092	95%	21,892	0	1,200	0	-216	0	22,876	20,000	87%
	平成30年度	18,916	95%	18,016	0	900	0	0	0	18,916	17,355	92%
	令和元年度	17,393	98%	17,019	0	374	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況		平成29年度は1浴場減少したことにより、執行率が低くなりました。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由		(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 公衆浴場確保において、各種事業への補助により公衆浴場の活性化を図る当該事業の効率性は高いと思われます。										

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	高齢者を中心に区民の公衆浴場確保の要望は依然として高く、経営支援や設備資金の助成の必要性は高いです。また、地域コミュニティの形成に寄与する上では、公衆浴場での無料入浴推進事業や無料開放事業をはじめとするイベントの実施は効果的です。事業を継続することで公衆浴場を支援し、区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流促進を図っていきます。
---	---

評価対象

事務事業名	福祉のまちづくり推進	開始年度	昭和40 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課地域保健福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	21 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	① 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		

事業概要

事業の目的	障害者や高齢者などを含む全ての区民が、安全かつ快適に社会生活を営むことができる暮らしやすいまちになるよう、福祉のまちづくりの普及啓発を促進します。また、民間建築物設置者に対する整備指導を促進します。
事業の対象	①区内在住・在勤・在学者及び観光客ほか区を訪れる人 ②区内に公共的施設等を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等
事業の概要	①バリアフリーマップ 障害者、高齢者、乳幼児を連れた人等が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報をまとめた「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページで公開しています。 ②施設整備費補助金 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等が区内の公共的施設等を港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱に定める整備・改善により、多数の人の利用増進に資すると区長が認める整備を行った場合、申請に基づき、要した経費の一部を補助します。
根拠法令等	東京都福祉のまちづくり条例、港区福祉のまちづくり整備要綱、港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱、港区福祉のまちづくり整備指針

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>①バリアフリーマップ 港区バリアフリー基本構想検討のための区民アンケートからバリアフリー情報の必要性を再認識し、平成14年3月から実施していた港区バリアフリータウンマップの地図情報やバリアフリー設備情報を充実させたオンラインマップとして平成29年4月に再構築しました。</p> <p>②施設整備費補助金 平成3年4月1日に「港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱」を制定後、平成21年10月1日の東京都福祉のまちづくり条例の改正により、条例改正以降に建築された特定都市施設は、バリアフリー整備が義務づけられました。これまで港区は平成21年9月30日以前から存在する施設の便所を含む項目を「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に示す遵守基準に基づき整備・改善する事業に対し、補助事業を実施してきました。平成22年度に対象要件等を見直し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までの平成30年度から令和2年度までの3年間ににおいては、補助率を引上げ、整備を図っていますが、申請実績は、1件（平成7年）のみとなっています。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区内の公共施設等におけるバリアフリー設備情報の周知にバリアフリーマップは必要です。一方、施設整備費補助金については、東京都福祉のまちづくり条例の改正により、今後建設される施設及び改正前の施設は改修等を機に条例が適用されバリアフリー整備がされるため、補助金支給の必要性が低くなっています。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	ホームページアクセス件数			指標2	バリアフリーマップ掲載施設数			指標3	施設整備費補助金申請件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
平成29年度	15,000	14,670	97.8%	平成29年度	408	405	99.3%	平成29年度	1	0	0.0%	
平成30年度	20,000	56,537	282.7%	平成30年度	450	434	96.4%	平成30年度	1	0	0.0%	
令和元年度	57,000	—	—	令和元年度	470	—	—	令和元年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果
 バリアフリーマップは、アクセス数が増加しており、毎年度掲載施設を増やし充実を図っています。施設整備費補助金の事業開始から現在までの補助金交付の実績は、平成7年度の1件のみです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
 バリアフリーマップについては、ホームページアクセス数も伸びており、一定の効果を上げています。一方、施設整備費補助金については、これまで対象要件等の見直しや補助率の引き上げ等事業のレベルアップを図ってきましたが、申請実績が低く、効果がでていません。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	4,539	0%	0	0	1,232	3,307	0	0	4,539	3,539	78%
平成30年度	10,286	0%	0	0	4,133	6,153	0	0	10,286	3,620	35%
令和元年度	5,713	68%	3,883	0	1,830	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 バリアフリーマップホームページ充実支援業務と保守業務を各事業者へ委託し、音声道案内やおすすめコースの提案等を受け、バリアフリーマップの内容の充実及び運営を行っています。また、施設整備費補助事業はパンフレットを作成し、各地区総合支所、建築課、保健福祉課の窓口にと共に、三師会や港区商店街連合会で中小企業事業者向けに配布しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
 委託によるバリアフリーマップの充実・運営は図れていますが、施設整備費補助金は、パンフレット配布により問合せがあるものの、平成21年9月30日以前に建てられた施設ではない、東京都まちづくり条例施設整備マニュアルに該当しない、トイレの改修と合わせて実施しないため対象にならないなどの理由により、申請実績につながりません。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

①バリアフリーマップ
 バリアフリーマップのアクセス数が増加し、英語圏の方も含めた人々が、区内のバリアフリー施設情報を検索しており、バリアフリー情報の必要性が確認されています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた国際化も視野に入れ、今後、更なるバリアフリー施設の情報提供に努め、バリアフリーマップの充実を図ります。

②施設整備費補助金
 高齢者や障害者、子育て世代、妊産婦だけでなく、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた国際化も視野に入れ、バリアフリー整備費の補助を拡充しました。申請実績がないことや問合せがあるも東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに該当しないケースが多く、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の令和2年度をもって、事業を廃止します。